

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

青森県最低賃金改正のお知らせ

- 1 青森県最低賃金が改正されます。金額等は次のとおりです。
時間額 738円（平成29年10月6日から）
- 2 改正前の青森県最低賃金（716円）から22円の引上げとなります。
- 3 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。
- 4 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。
- 5 青森労働局長の許可なく青森県最低賃金額以上の賃金を支払わなかった場合は、最低賃金法違反となり、罰則規定（罰金額50万円以下）が適用されることがあります。
- 6 詳しくは、青森労働局ホームページからもご覧になれます。
(<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

＜問合せ先＞ 青森労働局労働基準部賃金室 ☎ 017-734-4114
Fax 017-734-5821

平成30年4月から「無期転換ルール」が本格的に始まります！

◆無期転換ルールとは？

有償労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

◆対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やアルバイトなどの名称は問いません。

◆企業の皆さまへ

- ▶無期転換ルールへ対応する準備はお済ですか？
- ▶無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。
- ▶まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。

＜問合せ先＞ 青森労働局雇用環境・均等室「特別相談窓口」 ☎017-734-4211

第4回リスクコミュニケーション講演会



武田 浩光 氏

東通村は、国策である原子力政策に協力するとともに、安全性の確保を大前提として、原子力との共生による村づくりを進めています。

今回は、放射線と原子力防災に精通されている武田浩光氏をお招きし、ご講演していただきます。どなたでも参加いただけますので、皆様お誘い合わせの上、ぜひご参加ください。

◎演 題：『放射線と原子力防災の基礎知識』

◎講 師：札幌医科大学附属病院 放射線部 副部長 武田 浩光 氏

日 時：平成29年11月25日(土) 13:30～15:00

会 場：東通村防災センター（東通消防署）1階会議室

参加方法：参加希望者は、次の連絡先に、電話またはFAX等で、氏名・地区名・連絡先（自宅TEL等）を添えてお申込みください。

※申込者多数の場合は、会場の都合等によりお断りさせていただくことがあります。

＜問合せ先＞ 東通村原子力対策課 ☎27-2111（内線233） Fax 27-2501
メールアドレス：gentai@vill.higashidoori.lg.jp